

ドイツにおける「実務型」高等教育に関する考察（5）

－専門大学の発展と学術審議会－

寺 澤 幸 恭

Die praktische Hochschultype in der Bundesrepublik Deutschland (5)

－Das Dedeihen der Fachhochschulen und der Wissenschaftsrat－

Yukiyasu TERAZAWA

Summary

The Fachhochschule or University of Applied Sciences and Arts is a type of German institution of higher education that emerged from the traditional Engineering Schools and similar professional schools of other disciplines. The Wissenschaftsrat or The German Council of Science and Humanities is an advisory body to the German Federal Government and the state (Länder) governments. It makes recommendations on the development of The Fachhochschule.

(contents)

- I. Das Dedeihen der Fachhochschulen (University of Applied Science)
- II. Fachhochschulen und Wissenschaftsrat (The German Council of Science and Humanities)

Keywords : University of Applied Science (Fachhochschulen), The German Council of Science and Humanities (Wissenschaftsrat)

Received 28.Sep.2012

はじめに

1. 専門大学の発展と変容
 - 1) 量的変化
 - 2) 総合大学との関係
2. 専門大学と学術審議会
 - 1) 学術審議会の発足と専門大学
 - 2) 2010年の学術審議会勧告
 - 3) 新しい動き

結び

はじめに

ドイツ連邦共和国において専門大学 (Fachhochschule) が「独立した大学タイプとして」創設

されたのは「専門大学制度領域の統一のための諸州協定」が結ばれた1968年10月31日とされる(学術審議会の見解2010年7月5日ベルリン学術審議会のHPから)。したがって2013年で専門大学は制度創設から45年になる。技師学校、工芸学校、社会福祉や経営学を教える上級専門学校などを前身として設立され、総合大学よりも短期間の修学で実務的・応用的な高等教育を施すことを目的とした専門大学はこの間順調な発展を遂げ、ドイツの高等教育システムにおいて揺るぎない地位を築いている¹⁾。

このような専門大学の発展において学術審議会(Wissenschaftsrat)の果たした役割は大きなものであったと考えられる。学術審議会が専門大学についての本格的な提言である『専門大学の課題位置づけに関する勧告』を提出するのは1981年8月であった²⁾。その後、1991年、2002年そして2010年とほぼ10年ごとに専門大学を対象とした『勧告』を行ってきた。これらの『勧告』の中で学術審議会は一貫して専門大学の振興・発展をめざす姿勢を崩していない。もちろん、専門大学に関しては連邦文部省(Bundesministerium für Bildung, Wissenschaft, Forschung und Technologie)や大学学長会議(Hochschulrektorenkonferenz)など他の機関も様々な提言や勧告を行っているが、学術審議会はそのなかでも中心的な存在である。

本稿では、専門大学の45年の発展プロセスを学術審議会の諸勧告との関係のなかでみていくことによってドイツ高等教育システムにおける専門大学の位置づけがどの点で変化し、また変化しなかったかを明らかにし、さらなる展開の方向を探っていきたい。

1. 専門大学の発展と変容

1) 量的変化

a. 校数

ドイツ連邦統計局(Statistisches Bundesamt Deutschland)によると、1972年にはすでに83校の専門大学が存在していた。行政専門大学(Verwaltungsfachhochschule)が設けられるのは1970年代後半からと見られているので、この83校はすべて一般の専門大学とみなしてよいと思われる。行政専門大学は中級の公務員養成を目的として連邦と各州の政府が設置した専門大学であり、入学が許されるのは公共機関に仮採用された者のみであるので基本的に本稿では検討の対象から除外する。

一般的な専門大学(以下専門大学とする)の校数は創設以降順調に校数を伸ばし、2005年には72年の2倍以上になり、2012年には221校となっている(表-1参照)。この間、総合大学(Universität)や芸術大学も校数を倍増させており、戦後ドイツにおける高等教育の拡充ぶりを物語っているが、21世紀に入ってからも高い増加率をみせる専門大学の存在は際立っている。

大学の校数について、もうひとつ注目すべきことは私立大学の割合であり、近年総合大学も私立が増えてきているが、専門大学はほぼ半数が私立の教育機関である。この点は神学大学と並んで州立大学が多いドイツでは専門大学の性格を見る上で重要と考えられるが、本稿ではこの点についても検討の対象から除外している。

表－1 大学種類別数

年	総合大学* ¹	教育大学	神学大学	芸術大学	専門大学	行政FH	計
1949	34	-	18	6	-	-	58
-	-	-	-	-	-	-	-
1971	43	21	13	26	-	-	103
1972	55	19	10	25	83		192
1973	57	19	11	27	89		203
1974	59	19	11	27	91		207
1975	60	19	11	26	94	3	213
1980	64	13	11	26	95	20	229
1985	67	11	15	26	98	24	241
1990	71	8	16	31	98	24	248
1995* ²	89	6	17	46	138	30	326
2000	97	6	16	49	155	29	352
2005	102	6	15	53	170	33	379
2010	104	6	16	51	203	29	409
2011	106	6	16	51	207	29	415
2012	108	6	16	52	210	29	421

※1 総合制大学を含む ※2 1995年以降は旧東ドイツ地域を含む。

資料：Statistisches Bundesamt Deutschland:Statistisches Jahrbuch 及び Der Bundesminister für Bildung und Wissenschaft,Forschung und Technologie;Grund-und Struktur Daten.の各年度版より作成

表－2 私立の大学種類別数

年	総合大学	教育大学	神学大学	芸術大学	専門大学	行政FH	計
2001	11	-	16	5	53	-	87
2010	20	-	16	4	105	1	146

資料：Der Bundesminister für Bildung und Wissenschaft,Forschung und Technologie;Grund-und Struktur Daten. 2012

b. 学生数

1972年に約3.5万人だった専門大学の入学者は2009年には約16.6万人となり、5倍近い増加となっている。ドイツの大学入学者全体に占める専門大学の割合も、1972年の23.1%から2009年の39.0%まで、すなわち4割近くにまでなっている。

なお、2010-2011年冬 semester の時点で、教育大学があるのはバーデン・ヴュルテンベルクの1州のみであり、また神学大学が存在する州もバイエルンやヘッセンなどの5州にすぎず、ドイツ連邦共和国のすべての州に存在する大学種は総合大学、芸術大学そして専門大学の3種類となっている。そして芸術大学の入学者数の大学全体に占める割合は0.01%ほどしかないので、主要な大学タイプは総合大学と専門大学の2種類となっている。

表－3 大学種別入学者数（1990年までは旧西ドイツのみ）

年	学術大学* ¹	芸術大学	(A) 専門大学 (内：行政専門大学)	(B) 計	A/B×100
1971	104,329	3,352	-	107,681	-
1972	114,138	2,757	35,022 (-)	151,917	23.1%
1975	114,502	2,313	40,497 (-)	157,312	25.7%
1980	135,158	3,094	54,672 (11,081)	192,924	28.3%
1985	141,690	2,806	62,393 (9,628)	206,889	30.2%
1990	194,782	3,136	80,008 (12,533)	277,926	28.8%
1995	176,196	3,747	82,464 (14,149)	262,407	31.4%
2000	211,826	4,226	98,904 (9,908)	314,956	31.4%
2001	232,338	4,508	107,984 (11,556)	344,830	31.3%
2002	239,493	4,376	114,923 (13,927)	358,729	32.0%
2003	251,621	4,286	121,488 (11,480)	377,395	32.2%
2004	235,314	4,427	118,963 (8,720)	358,704	33.2%
2005	233,923	4,339	117,699 (8,084)	355,961	33.1%
2006	223,067	4,606	117,149 (7,960)	344,822	34.0%
2007	229,219	5,001	127,140 (7,958)	361,360	35.2%
2008	238,870	5,346	152,394 (8,936)	396,610	38.4%
2009	252,971	5,512	165,790 (9,650)	424,273	39.0%
2010	266,825	5,512	171,978 (9,902)	444,608	38.7%
2011	312,081	5,694	199,115 (10,566)	516,890	38.5%

※1 学術大学 (Wissenschaftliche Hochschule) には、総合大学のほか工科総合大学、神学大学、教育大学など博士号授与権を有する大学が含まれる。

資料：Statistisches Bundesamt Deutschland: Statistisches Jahrbuch 及び Der Bundesminister für Bildung und Wissenschaft, Forschung und Technologie; Grund- und Struktur Daten. の各年度版より作成

c. 大学規模

表－4 は在学生数から大学種別に大学規模をみたものである。これをみると総合大学の半数以上 (65%) が5,000名以上の在學生を擁しているのに対して、一般の専門大学の大半 (85%) は10,000名以下の規模であることがわかる。ただし、芸術大学も教育大学もほとんどが5千人以下の規模であり、同程度の総合大学もかなりの数で存在しているので、専門大学だけが小規模とはいえない。むしろ1万人以上の在學生を擁している専門大学が11校もあることに注目すべきかもしれない。

d. 教育スタッフ

表－5 は、学術的な教育活動を行っている教育スタッフの数とその1人あたりの学生数を総合大学と専門大学とで比較したものである。教育スタッフには教授のほかにジュニア・プロフェッサー (Juniorprofessur)、助手 (Assistent)、上級助手 (Oberassistent)、講師 (Hochschuldozent)、学術協働者 (wissenschaftliche Mitarbeiter)、そして特殊な任務をもつ教員 (Lehrkräfte für besondere Aufgaben) といった職種が該当する³⁾。1972年から2008年までの間、教授の増え方は総合大学が170%、専門大学は212%であり、これは専門大学の校数の増加が大きな要因となって

いると思われる。興味深いのは、専門大学では教授1名当たりの学生数が総合大学よりも少ないに対して、教育スタッフ全体の1名当たりの学生数では圧倒的に専門大学の方が多いことである。これは専門大学の教授が数において充実しているとみるのではなく、むしろ専門大学の学生規模が小さいことに由来すると考えた方が適切かもしれない。そして総合大学では教授以外の教育スタッフが専門大学よりもはるかに手厚く配置されているというべきであろう。

表－4 大学の規模 在学生数（2010/11年度冬 Semester）

在学生数/校数	総合大学	芸術大学	教育大学	神学大学	一般専門 大学	行政専門 大学
30,000名以上	11	0	0	0	0	0
20,000～30,000	22	0	0	0	1	0
10,000～20,000	22	0	0	0	10	0
5,000～10,000	15	0	1	0	36	1
3,000～ 5,000	9	1	3	0	38	1
2,000～ 3,000	4	0	2	0	21	2
1,000～ 2,000	5	5	0	0	28	7
500～ 1,000	6	26	0	0	21	11
100～ 500	11	15	0	10	36	25
100以下	2	4	0	6	20	5
計	107	51	6	16	211	52

資料：Statistisches Bundesamt Deutschland:Fachserie 11,Reihe 4.1,WS 2010-2011,Vorbericht, p.30-73から作成

表－5 専任教育スタッフ（教授）数 総合大学と専門大学

年	総合大学の学術的教育スタッフ					専門大学の学術的教育スタッフ				
	全体数	うち 教授数	1972年の 教授数を 100と した場合	教育 スタッフ 1名当り の学生数	教授1名 当りの 学生数	全体数	うち 教授数	1972年の 教授数を 100と した場合	教育 スタッフ 1名当り の学生数	教授1名 当りの 学生数
1972	57,980	14,062	100	9.5	39.0	7,825	6,711	100	14.0	16.4
1975	66,596	17,481	124	10.4	39.5	8,147	7,171	107	17.4	19.8
1980	76,014	20,311	144	11.0	41.2	8,563	7,591	113	20.4	23.0
1985	82,642	21,499	153	12.5	48.2	9,090	8,342	124	29.5	32.2
1990	97,597	21,494	153	12.4	56.2	9,671	8,840	132	34.3	37.5
1995	135,916	24,955	177	10.4	56.5	14,732	12,388	185	27.0	32.1
2000	139,172	23,980	171	9.6	55.9	16,283	13,234	197	26.1	32.2
2005	145,260	23,475	167	9.8	60.4	18,607	13,889	207	28.8	38.5
2008	162,674	23,918	170	8.6	58.4	20,574	14,246	212	28.1	40.5

※1995年からは旧東ドイツ地域を含む。

資料：Wissenschaftsrat;Empfehlungen zur Rolle der Fachhochschulen im Hochschulsystem, 2010.

2) 総合大学との関係

a. 入学者の入学資格

2007/08年冬semesterの専門大学入学者を入学資格別にみると、一般大学入学資格 (allgemeine Hochschulreife, Abitur) が50%、専門大学入学資格 (Fachhochschulreife) が43%、修学領域が限定されている入学資格 (fachgebundene Hochschulreife) が6%となっている⁴⁾。総合大学の場合は、一般入学資格が97%を占めており、この点ではまだ総合大学と専門大学との間には大きな差があるものの、アビトゥーアを取得した者が半数に達していること、また22年前の1985/86年冬semesterに専門大学へ一般大学入学資格によって入学した学生は38%であり、専門大学入学資格による学生は59%であったことをみると、学生の入学前教育の面でも専門大学が総合大学に接近してきている⁵⁾。

b. 新修学課程の導入

1970年代から今日までの専門大学の歴史のなかで、大きな変化はバチェラー及びマスター課程の導入と大学大綱法の廃止であろう。2010年までに「ヨーロッパ高等教育圏」の構築をめざしたボローニャ・プロセス (Bologna-Prozess) に対して、大学領域でのヨーロッパ化・国際化を進めようとしているドイツ政府は積極的に対応した。ボローニャ・プロセスに基づいてドイツは2002年の大学大綱法 (Hochschulrahmengesetz) の改訂により、バチェラー課程とマスター課程という二段階の修学方式の採用を決定し、ドイツの各州は「可能な限り広範囲において」この修学方式を導入することになった⁶⁾。

2008年段階では、専門大学の学生の87%がバチェラー修了をめざしているのに対して、総合大学では約56%、芸術大学やその他の大学種の学生では30%以下である。専門大学が新しい修学方式を群を抜いて積極的に採用したことを示している。ドイツにおける大学修了の形はきわめて多様であったが、このバチェラー・マスター課程は、修学期間は各大学・学部・学科などによって多様であっても、将来的にはドイツの大学全体の唯一の標準的な修学方式となることはほぼ間違いなく、結果的に専門大学は総合大学など他の大学種との間で、この点でも同等化に成功したのである。

なお、2008年にドイツの専門大学で修了試験に合格したのは約97,200名で、そのうちバチェラー合格は約16,900名、マスター合格は約6,600名である。専門大学修了者のドイツ全体の修了者に占める割合は1999年では27%、2008年では32%である。2008年で最も修了者が多かった専門領域は工業で61%である⁷⁾。

表-6 大学種別入学者がめざした修了学位 (2008年)

大学種	入学者数	バチェラー (%)	マスター (%)	その他*1 (%)
総合大学	238,870	133,211 (55.8)	8,114 (3.4)	97,545 (40.8)
芸術大学	5,346	1,254 (23.5)	289 (5.4)	3,803 (71.1)
専門大学	143,458	124,882 (87.0)	3,121 (2.2)	15,475 (10.8)
その他	8,936	2,577 (28.8)	24 (0.3)	6,336 (70.9)
大学全体	396,610	261,904 (66.0)	11,548 (2.9)	123,158 (31.1)

※1 その他にはドクター、ディプローム、教員試験などが含まれる。

資料：Wissenschaftsrat; Empfehlungen zur Rolle der Fachhochschulen im Hochschulsystem, 2010, p.107

c. 総合大学との相互接近

従来、総合大学は幅広い専門分野を提供し、他方専門大学は工学や経営学、社会福祉といった特定の分野に重点を置いてきた。しかし、総合大学と専門大学はこの専門分野においてもいくつかの重要な点で互いに接近してきたように考えられる。

バルテスによれば、総合大学では238種類の修学課程が、専門大学では147種類の修学課程が提供され、その一部は両方で提供されている（表-7参照）。このことは、入学者にとっては、志望する専門分野が総合大学だけ、あるいは専門大学だけにある場合には、専門学科を選ぶことが同時に大学タイプを選択することを意味する。また、129の専門学科ではどちらかの大学タイプを選ばねばならない。というのも、これら129の専門学科は両大学タイプで提供されており、総合大学の修学科目（Studienfächer）の約54%を、専門大学のすべての学科（Disziplin）の約87%を占めているからである。全学生の約76%は、総合大学と専門大学の両方で提供されている科目あるいは学科を修学しており、将来的にも多くの学生は選択した専門をどの大学タイプで修学すべきか選択しなければならないだろう^{83）}。

表-7 総合大学と専門大学の修学領域別学生数と比率（2009年）

修学領域	総合大学* ¹ (%)	専門大学* ² (%)	全体* ³ (100%)
言語・人文学	400,229 (97.0)	12,248 (3.0)	412,477
スポーツ	26,524 (99.4)	153 (0.6)	26,677
法学・経済学・社会科学	364,470 (54.5)	276,392 (41.4)	668,398
数学・自然科学	299,455 (80.0)	76,182 (20.0)	375,842
医学・健康科学	100,243 (84.1)	18,,985 (15.9)	119,228
獣医学	8,130 (100.0)	-	8,130
農業・森林・食糧栄養科学	23,960 (56.7)	18,334 (43.3)	42,294
工学	162,081 (42.2)	221,850 (57.8)	383,931
芸術・芸術学	60,908 (74.8)	20,555 (25.2)	81,463
合計* ⁴	1,448,616 (68.3)	644,766 (30.4)	2,121,178

※1 教育大学、神学大学、芸術大学を含む。※2 行政専門大学を除く。※3 行政専門大学を含む。
 ※4 その他の領域や不明のものを含む。

出典：Bundesministerium für Bildung und Forschung, Bildung und Forschung in Zahlen 2011.

Bonn, Berlin 2011, p.58.に「比率」を加筆。

後述するように学術審議会は総合大学、専門大学がそれぞれの独自性を強めるようにと勧告しているのだが、多くの大学での議論はむしろ二つの大学種の要素を併せ持つ混合タイプが増えていき、バルテスは、「総合大学と専門大学の中心的な特徴を放棄することを予想させる^{83）}」と述べている。

総合大学が専門大学のもつ要素を取り込みだしたのは、何といたっても専門大学の存在感が増大したためである。とくに「実務型」の教育が学生たちのみならず、産業界などからも高く評価されてきており、これが学生獲得競争において総合大学を専門大学に接近させていく大きなインパクトになっている。

一方で専門大学は、1校当たりの入学者数の多様さからもうかがえるように、専門大学によってめざす方向性も多様なのであるが、州立の専門大学を中心に研究・教育の両面にわたって総合

大学化をめざす姿勢が明らかとなっている。それは、法的には専門大学であり続けながら、大学名から「専門 (Fach)」という語句を外して単に「大学 (Hochschule)」としたり、これも後述するように、卒業生が博士号を取得できるようなシステムの構築への尽力といった面に表れている。専門大学という大学種別を示す名称も英文では「University of Applied Sciences」が用いられている。

d. 大学大綱法の廃止

ドイツ連邦共和国では、1976年に大学大綱法 (Hochschulrahmengesetz) が発効してから大学の種類についてもこの法律により連邦が規定してきた。この大学大綱法は、その後規定が詳細になり、連邦と州との間でしばしば論争的になっていたのであるが、2006年に連邦制改革に関する法律の発効により廃止されることになった。「大学大綱法廃止のための法案」(Deutscher Bundestag 2007年07月23日付)によると、2008年10月1日をもって大学大綱法は廃止されることになった。したがって大学に関する法的権限は教育全般と同様に各州に委ねられることになったのであるが、実はそれにとどまらず、「大学大綱法のすべての条文の廃止は、大学の自由と自律を推進する政策のためである」と法案が謳っていることが重要と思われる。そしてその「自由と自律」とは、伝統的な大学の自由と自治ということではなく、「大学がより競争的になるために、国家による詳細な規定が解放される」という意味であると明確に示されている(「大学大綱法廃止のための法案」のA. 課題と目的)。このことにより、「ドイツの大学は連邦内での統一の基準から解放される」(シュピーゲル紙2007年11月27日)ことになった。

総合大学、芸術大学、専門大学という大学種類の違いについても連邦レベルでは法的な根拠がなくなり¹⁰⁾、かつ、各大学の自律性がより高められていくなかで総合大学と専門大学の相互接近は法的な面でも加速されるのではないかと思われる。

2. 専門大学と学術審議会

1) 学術審議会の発足と専門大学

ドイツ連邦共和国(旧西ドイツ)で学術審議会が設置されたのは1957年である。第二次世界大戦が終了してから10年以上、大学や学術政策の領域で連邦と州との制度的な協力機関はなく、常設文相会議(Ständige Konferenz der Kultusminister der Länder)が州間の調整を行っていたにすぎない。いわゆる西側諸国では科学技術の面で当時のソ連に立ち遅れていると一般に考えられていた頃である。

1956年5月に社会民主党(SPD)が旧西ドイツの連邦参議院に提出した質問書がひとつの契機となって、学術振興を目的として学術界、連邦そして諸州が協力する機関が検討され、1957年9月5日に連邦首相公邸で署名された行政協定によって学術審議会は成立に至った。

学術審議会は学術委員会(Wissenschaftliche Kommission)と行政委員会(Verwaltungskommission)という二つの委員会から構成され、学術委員会の委員は学術団体の提案に基づく16名の学者と、連邦及び州政府の提案に基づく6名の公人が連邦大統領によって任命されるものとされた¹¹⁾。学術審議会が専門大学を本格的に審議の対象にし始めたのは1978年からだとみられている¹²⁾。

一方、創設時の専門大学にとって重大な関心は、1960~70年代における高等教育改革構想の柱とされた総合制大学(Gesamthochschule)と自らとの関係であった。社会福祉系の専門大学を前身とする専門大学グループは、総合制大学を構成する教育機関として総合大学との有機的関係を

策こうとした。これに対して、技師学校など工業系専門学校を前身とする専門大学グループは総合制大学の一部にはならず、総合大学とも一線を画して実務志向の（praxisorientierte）独自の制度としての高等教育機関をめざした¹³⁾。

この両グループの対立は、総合制大学構想そのものが全国的な支持を得られなかったことにより工業系専門大学のめざした独立型で決着する。1975年に連邦法として制定された大学大綱法の主要な目的のひとつは、できる限りすべての大学を総合制大学にすることにあった。しかしながら、実際に総合制大学が発足すると学生たちの多くは長期の「総合大学課程」を選択し、短期の「専門大学課程」などを含めた多様な課程を総合的に発展させるという当初の意図を実現することが困難となった。このことを明確にしたのは1985年に改訂された大学大綱法である。そこでは総合制大学が他の種類の大学より優位を占めるものとの位置づけはなくなっていた¹⁴⁾。

学術審議会も1981年8月の『専門大学の課題と位置づけに関する勧告』の中で、専門大学と総合大学との制度的な区分を「成果をもたらす要素として認め、専門大学に独自の教育目的」を与えた。専門大学は「他の（種類の異なる）大学と並んで」その目的と任務をもち、「上に位置づくのでもなく、下に位置づくのでもない」。当時の決まり文句では「同等だが、異種である」（gleichwertig, aber andersartig）と言われた¹⁵⁾。

この1981年『勧告』の中で学術審議会は、専門大学の性格について、教育内容が詳細に決められた必修科目中心の修学課程にもとづき、職業活動について厳格な訓練を施す実務型の高等教育とした。そして、特に修学の中に組み込まれた実習セメスターを高く評価した。他方、専門大学における研究活動については、もっぱら教育に役立ち、地域の技術移転に寄与するという役割を与えたのである。

また一方で、専門大学の魅力を維持するために、多くの教授たちがほしいと思っていた大学では最高の給与段階C3を与えることができるようにした¹⁶⁾。しかし、総合大学との違いをなくさないために、学術審議会は専門大学の教授には週18時間の授業義務を課した。そして、総合大学修了を条件としていた上級公務員を専門大学卒業生には閉ざしたままにすると声明して、この点では競争にならないように配慮した¹⁷⁾。

この1981年『勧告』は全体的に、専門大学が今や学術政策のいわばメインストリームの中に入ってきており、その存在やこれまでの業績を評価するという内容であった。そしてこの文書は学術審議会がその後専門大学と密接にかかわり、ドイツの大学システムの課題を解決するための重要な役割を専門大学に与える、その発端となったとされている¹⁸⁾。

学術審議会は1991年になると、旧東ドイツ地域も含めてドイツ全体で膨れ上がり、不均衡になっていた専門大学の構造を是正し、専門大学スタッフ構成における不完全な中間層を人的に強化することを求め¹⁹⁾、専門大学卒業生に対して上級公務員への就業について門戸を開くことに慎重だったことを是正し、専門分野での科目構成の拡充をもとめ、これまで総合大学にだけ認めていた言語、文化、社会科学などの修学コースを専門大学にも認めることになった²⁰⁾。

学術審議会は1993年の『大学政策の10のテーゼ（10 Thesen zur Hochschulpolitik）』においてさらに専門大学振興の姿勢を強め、当時専門大学の卒業生が大学全体の卒業生の1/3を占めていたが、これを将来は1/2にまで高めることを求めた。そして公務員経路についても総合大学卒業生と同等に扱うべきとした²¹⁾。

2002年の『専門大学の発展のための勧告』は、公務員経路へのアクセス権問題を解決する必要性を示し、「ボローニャ・プロセス」の修学コース改革に沿って専門大学も「マスター」を与え

ることを可能にするよう提案したが、学術審議会は専門大学と総合大学とを明確に区分することについては固執した。

学術審議会は長期にわたる議論の末、2006年に『学術システムにおける総合大学のこれからの役割に関する勧告』を議決したが、これは学術審議会の政策の行きづまりを感じさせるものとなった。この『勧告』は近年総合大学が従ってきた多様な内部の多様化や、総合大学と専門大学の間に見られる収斂傾向、専門大学が「応用科学の総合大学」(universities of applied sciences)と自らを呼ぶようになってきたこと、あるいは、2000年からの私立大学の認証に関する学術審議会の経験に言及し、総合大学と専門大学との間に明確な線引きができなくなっていることを示している。それで、学術審議会の多数派は、方針を変更することを決めた²³⁾。すなわち、「総合大学と専門大学という二分法」は「長い目で見ると意味を失っている²⁴⁾」とした。

2) 2010年の学術審議会勧告

学術審議会の2010年の『大学システムにおける専門大学の役割に関する勧告』は次のように総合大学と専門大学との関係について述べている。

「専門大学という大学タイプが創設されてからのこの40年の間に、専門大学という大学タイプの機能と(専門大学に対する)要請はきわめて多様化した。その展開の一部には収斂する動きがあり、それは特定の領域で専門大学の総合大学の業績が接近してきたということである。また、この動きと並行して、総合大学においても専門大学においても多様化が進んでおり、この二つの大学種類の間では従来の区分が現実の多くの面で時代遅れとなっている²⁵⁾」。

しかしながら、「総合大学タイプと専門大学タイプの(大学)法的な区別は依然として機能しており、必要なものであろう」と相互接近は認めつつも、大学種類としての両者の区分は維持すべきだとしている。相互接近は「社会や個人の利害の変化を背景にしているが、しかし、この二つの大学タイプがその利害の多様さに完全に一致することは期待されていない」。「大学の諸タイプ及び個々の大学のメルクマールが内部的に発展させられ、改革されることによって、個々の領域で新しい類似や区分が可能になる」のであり、したがって、「専門大学セクターが機能の面で適切で、要請に対応した多様化が可能になることが重要なのである」としている²⁶⁾。

総合大学と専門大学の間「従来の区分が多く面で時代遅れとなっている」現状を前にして学術審議会としては、総合大学と専門大学の双方に修学内容の相互限定を求め、その上での連携を推進しようとしている。しかし、この「勧告」では修学内容の相互限定についての方策については具体的ではない。総合大学が教育と研究の両面において「もっぱら理論的および学問的なことに焦点を合わせている」のに対し、専門大学ではもちろんアカデミックな研究が行われているが、あくまで教育が重点であり、その教育と研究においては、「かなりの程度において社会的・職業的実務における問題の具体的な解決に向けられている²⁷⁾」と述べるにとどまっている。総合大学と専門大学との連携については、両者による「協同の基盤」(Kooperationsplattformen)をつくることを勧告している。この「協同の基盤」は、共通の研究活動、学術的後継者の養成、協同的な教育課程の提供、第三者(民間企業や大学以外の研究機関)との協力に活用することができるとしている。

「協同の基盤」づくりの主導権は大学側がとって州がとってよい。総合大学と専門大学がこの「協同の基盤」をつくるためには、州が促し、それにふさわしい構造的な条件整備によって支援してもよいし、また、州が「協同の基盤」を設置して、これに関心をもつ大学に対して制度

的で密接な協力関係の門戸を開くことも可能である。このような「協同の基盤」がその大学システムにおける構造的な要素としての特性を生かし、種類の異なる大学間の関係を持続的に形成するようにすべきである。これに参画する機関（場合によっては企業も含めて）は明確な契約に基づいて、平等なパートナーとして行動するものとする²⁸⁾。

他方、2010年の『勧告』のなかで、学術審議会は「専門大学をさらに強化する」方策として特に以下の点を挙げている²⁹⁾。

- ① 修学の幅と魅力を高める。
- ② 専門大学の修学から博士号取得への道を強化する。
- ③ 専門大学の研究と開発を強化する。
- ④ 専門大学教授の魅力を高める。

まず、①に関して学術審議会は、保育・初等教育や保健・健康科学関連分野などに関する修学課程を専門大学は拡充すべきと述べている。このような分野について「ドイツでは他の先進国とは違ってアカデミックな養成コースが存在しないので」、専門大学が積極的にこれらの分野に進出して「社会のアカデミック化」に寄与することに期待している。そして職業学校教員の養成など、「専門大学の多くは職業教育セクターの機関と協力関係をもっている」ので、「職業教育と高等教育の連携」という重要な社会的課題にも取り組むことを勧告している³⁰⁾。

②に関しては、現在のところ専門大学には博士号授与権や教授資格授与権はないが、専門大学のマスター課程修了者は原則として総合大学あるいは他の博士号授与権をもつ大学で博士号や教授資格を取得することができるようになっている。博士号授与権をもつ総合大学の独占的なシステムは、協力する義務を内包しており、専門大学の卒業生のなかでふさわしい者に博士号取得への確たる見通しを与えることは無条件に必要なことと学術審議会はみなしている。学術審議会は、総合大学の学部がその博士号授与規程のなかに、専門大学と総合大学の修了を公式に同等化する条項を付け加えることを求めている。

「総合大学と専門大学による研究と博士号のための協同の基盤によって、専門大学の専門分野は総合大学の関連分野によって強化される。協同の基盤のもとで、博士号希望者は総合大学だけでなく専門大学の教授たちからも指導を受けることができ、総合大学のみで指導をうける者よりも専門大学の特性に方向づけを強めることができる³¹⁾」ものとしている。

③と④に関しては、一部の州でこの方策に沿った動きがみられる。

ブランデンブルク州は2010年10月に改訂された州の大学法において、専門大学に「研究重点教授」(Professuren mit Schwerpunkt in der Forschung)を置くことができると規定した(第45条第3項)。「研究重点教授」はひとつの専門大学の全教授数の20%を超えない範囲で任命することができ、任命された教授は教育面での義務を最大50%まで軽減され、その分研究に専念できるというものである³²⁾。この研究重点教授は各専門大学が推薦した候補を州政府が任命する形をとっている。州政府自体が専門大学の研究機能を拡充させようとする動きであり、専門大学の今後を見ていく上で重要な施策と思われる。

この研究重点教授については、学術審議会も「専門大学での研究を強化するために、授業義務を週当たり9時間の研究重点教授の制度を置くことがふさわしい。専門大学の教授の研究重点は、原則として個人的な契約と業績によって決められる」と勧告している³³⁾。

最後に、学術審議会が提案してきたことで最近実現にいたった事項について触れておきたい。

既に触れたようにドイツの公共部門の上級職（Höherer Dienst）キャリアに就けるのは総合大学の卒業者に限られていた。すなわち、最低8セメスターの標準修学期間を修了していることを前提として、総合大学の学位が基礎的な条件とされ、専門大学の学位は最低8セメスターの標準修学期間を修了していても中級キャリアの資格であった。この場合、専門大学修了者の生涯所得は総合大学修了者よりも「20%ほど低い」といわれてきた³⁴⁾。

このことについて、2002年に文部科学大臣会議と内務大臣会議は、総合大学と専門大学を同等にすることを決定した。すなわち、「総合大学のマスター修了および認証を受けた専門大学のマスター修了が上級職の公務員経路に入るための一般的な前提条件であると決定された³⁵⁾」。

さらに、内務大臣会議は、修学課程の認証が良好な場合は、特別な適性確認を省略してすべてのマスター修了者に対して上級職に入ること、あるいはその準備段階の職に就くこと（Referendariat）を保障する旨を提起した。そして、文部科学大臣会議及び内務大臣会議は2008年1月1日付で上記に関する協定を発効させた³⁶⁾。このように専門大学の卒業者に対してもマスター修了という条件付きではあるが、公務員上級職への門戸が開かれたのである。また、ドイツにおいては、日本と同じように、「民間企業の経営者は公務員における大学修了の格付けを参考にすることが多く³⁷⁾」、そのため公務員におけるキャリア（Laufbahn）と賃金（Tarif）についての規定は就職する青年たちにとってきわめて重要な意味をもっている。このことは、進学先を検討する中等教育修了者が進学先を選択する際にも大きな判断材料となると思われる。

上記（2-1）したように、学術審議会は1991年の『勧告』で専門大学卒業生に対して上級公務員への就業について門戸を開くことを提案していたが、マスター修了という条件付きではほぼ20年後に実現したわけである。

結び

1968年の制度的創設以来半世紀たらずの間にドイツの専門大学は、総合大学と並んで高等教育を担う存在となった。その発展を可能にしたのは、専門大学が、従来の常識に逆らって、総合大学との差異をラジカルに示し、教育研究上の高い評価を得ながらも、総合大学とは異なる構造上および内容上の独自性をもっていたから³⁸⁾、という見方も可能であろうが、他方で専門大学は本稿でみてきたように、さまざまな面で総合大学への接近または同等化してきたことも事実である。

その結果、学術審議会は、2010年の『勧告』において、総合大学と専門大学の間従来の区分が多く面で時代遅れとなっており、総合大学と専門大学の双方に修学内容の相互限定が必要であり、その上での連携（「協同の基盤」づくり）を進めるよう提案するに至った。学術審議会は専門大学を大学システムの多様化に寄与するものとしてその振興を支えてきたのであるが、教育と研究の両面で業績を伸ばしてきた専門大学の一部グループは、「専門」大学ではない、「普通の大学」または総合大学に変貌しようとしている。

近年、専門大学の間では、大学の名称から「Fach（専門）」という語を外してたんに「Hochschule（大学）」と称する動きが続いている。例を挙げると、ベルリン工科専門大学（Technische Fachhochschule Berlin 略称 TFH-Berlin）は、2009年4月をもってベルリン・ボイト工科大学（Beuth Hochschule für Technik Berlin 略称 BHT-Berlin）と改称した。そして英語での表示ではBeuth University of Applied Sciences Berlinとしている。日本語訳では「ベルリン・ボイト応用科学（総合）大学」となる。しかし、法令上の大学種別ではあくまでも専門大学であり続けている。ドイツでの規制緩和のもとで、学術審議会の思惑を超えて専門大学はこの点では

「普通の大学」化をすでに達成しているのである。また一方でそのような方向をとらず、専門大学としてのメリットを最大限に活用しているグループもある。連邦全体の高等教育を規定してきた「大学大綱法」が廃止され、各州政府に高等教育システムの法規制が全面的に委ねられることになったこともあり、専門大学の多様化とともに分極化も進むことが予想される。そして遠からず総合大学をも巻き込んだ高等教育システム全体の再検討の必要に迫られるのではなかろうか。

注:

- 1) 寺澤幸恭「ドイツにおける「実務型」高等教育に関する考察（１）－専門大学の實習セメスター（インターンシップ）」岐阜聖徳学園大学短期大学部紀要 第36集2004年, pp.90-91.
- 2) Wissenschaftsrat;Empfehlungen zur Entwicklung der Fachhochschulen, 1981.
- 3) 教育スタッフについては、寺澤幸恭「ドイツにおける「実務型」高等教育に関する考察（２）－専門大学の教員・スタッフ」岐阜聖徳学園大学短期大学部紀要 第38集2006年を参照。
- 4) 大学入学資格については、寺澤幸恭「ドイツにおける「実務型」高等教育に関する考察（４）ベルリン・ポイト工科大学の修学システム」岐阜聖徳学園大学短期大学部紀要 第42集2011年を参照。
- 5) Heine, C./Willich, J./Schneider, H./Sommer, D.; Studienanfänger im Wintersemester 2007/08, Wege zum Studium, Studien- und Hochschulwahl, Situation bei Studienbeginn, His Forum Hochschule 16/2008. p.46.
- 6) バチェラー・マスター課程の導入については、寺澤幸恭「学士課程３年・修士課程２年制の導入－ヨーロッパ高等教育共通化とドイツの対応」岐阜聖徳学園大学短期大学部紀要 第40集 2008年を参照。
- 7) Wissenschaftsrat; Empfehlungen zur Rolle der Fachhochschulen im Hochschulsystem, 2010,p.98
- 8) Baltes, Katrin; Ausbildungsunterschiede zwischen Universität und Fachhochschule. Eine Fallstudie zum hochschultypspezifischen Studierendenhabitus im Fach Betriebs- wirtschaftslehre.2010.p.15.
- 9) Baltes 2010,p.16.
- 10) 吉川裕美子「ドイツの大学・学位制度」大学評価・大学評価・学位授与機構研究報告 第1号（No. 1, 2010年7月）, pp.164-167.
- 11) Röhl, Hans, C., Der Wissenschaftsrat, Kooperation zwischen Wissenschaft, Bund und Ländern und ihre rechtlichen Determinanten, 1994, Baden-Baden, 1994, p.6.
- 12) Rohl, 1994 ,p.154.
- 13) Barz, Olaf; Der Wissenschaftsrat, Entwicklungslinien, 1957-2007, 2007, p.154.
- 14) 天野正治ほか編著『ドイツの教育』東信堂 1998年, pp.305-306.
- 15) Barz, 2007, p.154.
- 16) 教授など教育スタッフ給与については寺澤, 2006を参照。
- 17) Barz, 2007, p.154.
- 18) ibid. p.155.
- 19) Wissenschaftsrat; Empfehlungen zur Entwicklung der Fachhochschulen in der 90er Jahren, 1991. pp.117-120.
- 20) Barz, 2007, p.155
- 21) ibid. p.156

- 22) Wissenschaftsrat;Empfehlungen zur Entwicklung der Fachhochschulen, 2002,pp.93.
- 23) Wissenschaftsrat;Empfehlungen zur künftigen Rolle der Universitäten im Wissenschaftssystem, 2006,pp.28-31.
- 24) Wissenschaftsrat,2006,p.40.
- 25) Wissenschaftsrat,2010,p.5.
- 26) ibid. pp.5-6.
- 27) ibid. p.37.
- 28) ibid. p.6.
- 29) ibid. p.15.
- 30) ibid. p.36.
- 31) ibid. p.12
- 32) Gesetz über die Hochschulen des Landes Brandenburg vom 18.Dezember 2008. § 45 (3).
- 33) Wissenschaftsrat,2010,p.11
- 34) タイヒラー U. 「ドイツの高等教育制度と卒業生の雇用」『高等教育研究叢書』64 (2000年3月) 広島大学大学教育研究センター, p.11.
- 35) Vereinbarung der Innenministerkonferenz vom 6. Juni 2002 und der Kultusministerkonferenz vom 24. Mai 2002 über den „Zugang zu den Laufbahnen des höheren Dienstes durch Masterabschluss an Fachhochschulen"
- 36) Vereinbarung "Zugang zu den Laufbahnen des höheren Dienstes durch Masterabschluss an Fachhochschulen" vom 20. September 2007/7.
- 37) Wissenschaftsrat,2010,p.123.
- 38) タイヒラー、U.吉川裕美子訳 『『ヨーロッパ高等教育圏』に向けての収斂と多様性』独立行政法人大学評価・学位授与機構『大学評価・学位研究』第2号 2005年, p. 3.